

平成 24 年 2 月 21 日

長岡市教育委員会（定例会）会議録

長岡市教育委員会

1 日 時 平成 24 年 2 月 21 日 ( 火曜日 )

午前 9 時から午前 11 時まで

2 場 所 教育委員会会議室

3 出席委員

委員長 大橋 岑生      委 員 羽賀 友信      委 員 中村 美和  
委 員 青柳 由美子      教育長 加藤 孝博

4 職務のため出席した者

教育部長	大滝 靖	教育総務課長	若月 和浩
教育施設課長	安部 和則	学務課長	武樋 正隆
学校教育課長	小野田信子	子ども家庭課長	佐藤 正高
保育課長	佐野 勉	中央公民館長	鈴木 昇
中央図書館長	小倉 進	科学博物館長	山屋 茂人
学校教育課主幹兼管理指導主事	関谷 祐二	学校教育課主幹兼管理指導主事	山田 修
学校教育課主幹兼管理指導主事	大矢 慎一	スポーツ振興課長	木元 実

5 事務のため出席した者

教育総務課庶務係長 新沢 達史      教育総務課庶務係 小川 瑞穂

## 6 議事日程

日程	議案番号	案 件
1		会議録署名委員について
2	第2号	平成24年度学校教育の努力点について
3	第3号	条例制定の申出について (長岡市北越戊辰戦争伝承館条例の制定)
4	第4号	条例改正の申出について (長岡市立学校使用条例の一部改正)
5	第5号	条例改正の申出について (長岡市公民館条例等の一部改正)
6	第6号	条例改正の申出について (長岡市郷土史料館条例等の一部改正)
7	第7号	条例改正の申出について (長岡市知的障害児通園施設設置条例の一部改正)
8	第8号	条例改正の申出について (長岡市保育園条例の一部改正)
9	第9号	条例改正の申出について (長岡市立へき地保育園条例の一部改正)
10	第10号	条例改正の申出について (長岡市スポーツ振興審議会に関する条例の全部改正)
11	第11号	長岡市立学校通学区域規則の一部改正について
12	第12号	補正予算の要求について(2月補正予算)
13	第13号	補正予算の要求について(3月補正予算)
14	第14号	専決処理について(補正予算の要求について)

## 7 会議の経過

(大橋委員長) これより教育委員会2月定例会を開会する。

---

日程第1 会議録署名委員について

(大橋委員長) 日程第1 会議録署名委員の指名を行う。会議録署名委員については、会議規則第44条第2項の規定により、中村委員及び青柳委員を指名する。

---

日程第2 議案第2号 平成24年度学校教育の努力点について

(大橋委員長) 日程第2 議案第2号 平成24年度学校教育の努力点についてを議題とする。事務局の説明を求める。

(山田学校教育課管理指導主事) 平成24年度学校教育の努力点について説明する。この努力点は、市内の小・中・特別支援学校88校が共通してこれに取組み、これをがんばっていこうという教育委員会の指針を示すものである。目指す3つの期待像、熱中！感動！夢づくり教育の3つの柱は、昨年と同様である。11の努力点であるが、昨年度と変更になっている部分を説明する。まず、新たに防災教育と平和教育という2つの内容が加わった。防災教育については、昨年3月11日の東日本大震災の教訓や中越大震災の教訓を生かすために定めたものである。特に学校には一工夫した避難訓練を行うように等々の具体的な指示を出しながら、防災教育に特に取組んでほしいとの教育委員会からのメッセージである。もう1点の平和教育については、広島への平和派遣事業の成果やホノルル市との平和教育交流の充実を受けて定めた。特にこの中に「長岡学を活用して」という文言を加えた。今年度作成し、児童生徒に配付する「長岡学」を活用しながら、長岡の歴史や文化に対する理解や愛情を深めつつ、世界の平和、日本の平和のよりよい未来を創造する意欲を育てるとした。防災教育、平和教育の2点を加えたことが、平成24年度の学校教育の努力点の大きな変更点である。23年度までは努力点の数が10個であったが、平成24年度は11個である。2つ加えたが1つしか増えていないのは、「総合的な学習の時間」を削除したことによる。これは、総合的な学習の時間が始まってから10年がたち、各学校で特色のある活動が定着していることや、平和教育やキャリア教育が総合的な学習の時間に重複している学校も数多くあり、中身の部分の平和教育、キャリア教育が努力点で出てきているので、総合的な学習の時間について、軽視するわけではないが削除した。細かな文言の修正はあるが、23年度をベースにして24年度の努力点を改善した。色合いは黄色を基調としたものから暖色に変更した。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(大橋委員長) 学校が取り組む指針として示しているものである。学校には教育計画があり、それぞれ毎年評価をしながら改訂、変更、継続していると思う。この努力点は、その教育計画に具体的にどこへどのようにつながっていくのか。例えば防災教育、平和教育、キャリア教育が各種教育のような捉え方をすると、すべての学校で防災計画を作成することになると思うが、どのような位置付けになるのか。

(山田学校教育課管理指導主事) 防災教育については、来年度からこれを受けて、具体的に防災計画に取り組むよう指導をしている。

(大橋委員長) 特に平和教育については、長岡市独自の本当に大切な柱として位置づけて考えている。これについても具体的な計画を示すようにしているのか。

(山田学校教育課管理指導主事) 各学校の教育計画に具体的に示すよう指導をしている。

(大橋委員長) 学校運営、教育課程についてであるが、昨年度は「指導要領をしっかりと受け止め教育課程を編成し」とあったが、この言葉がとられている理由はあるのか。

(山田学校教育課管理指導主事) 学習指導要領が新しく変わり、中学校においては移行期であるため、今年度はあえて記載したが、学習指導要領の趣旨を踏まえるのは当たり前であり、大前提であるため削除した。

(大橋委員長) 「校長のリーダーシップの下」と頭に何もついていないので、目的が何かわかりづらく、「とにかくがんばれ」といっているのと同じような受け方をした。「学習指導要領の趣旨を踏まえるのは大前提」ということを念押ししてもらえるとよい。

(羽賀委員) 大前提というのはそのとおりだと思う。その次の具体的な話、3つの柱が示されているので、ついていけばよりよいのかも知れないが、削除でよいと思う。

(大橋委員長) 他にないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

## 例の制定

(大橋委員長) 日程第3 議案第3号 条例制定の申出について 長岡市北越戊辰戦争伝承館条例の制定 を議題とする。事務局の説明を求める。

(山屋科学博物館長) 長岡市北越戊辰戦争伝承館が5月下旬オープン予定である。それに伴い設置条例を制定するものである。目的、名称及び位置、施設内容、観覧料を定めている。施行期日は5月25日である。この5月25日を開館予定としている。伝承館の内容としては、1階に自習室、講座室として、地域の方が活用するスペースとしている。2階が展示室である。展示面積は200㎡弱で、小さいものである。大黒町の公園の中に設置するものである。施設は完成しており、現在は展示作業中で、3月末までに展示も含めて完成する予定である。観覧は無料で、休館は月曜日と金曜日である。また12月から3月まで閉館予定である。大黒町とは、新組小学校から南にいったところである。施設の2階にはデッキがあり、戊辰戦争の一番戦いの激しかった八丁沖が眺望できる。ここにもウエイトを置いた施設である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(中村委員) 目的に地域住民とあり、また地域の活性化とあるが、この地域は新組地域のことをさすのか。

(山屋科学博物館長) そうである。地域の方々の学習スペースというか、地域の方で戊辰戦争に関心の高い方が多く、地域の方が学習成果を発表できるよう設計した、地域密着の施設である。

(大橋委員長) 児童生徒も関心を持ってほしい。

(山屋科学博物館長) 展示についても、地元の学校の先生にも入ってもらっている。資料の活用も含めて検討を進めてきている。

(大橋委員長) 他にないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

日程第4 議案第4号 条例改正の申出について 長岡市立学校使用条例の一部  
改正

(大橋委員長) 日程第4 議案第4号 条例改正の申出について 長岡市立学校使用条例の一部改正 を議題とする。事務局の説明を求める。

(安部教育施設課長) 寺泊中学校の武道場が3月末に完成するため、その武道場の使用に当たっての使用料を定めるものである。午前、午後が900円、夜間1,100円である。夜間については、電灯使用料等を盛り込み算定している。条例施行は4月1日である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) ないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議はないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

日程第5 議案第5号 条例改正の申出について 長岡市公民館条例等の一部改正

(大橋委員長) 日程第5 議案第5号 条例改正の申出について 長岡市公民館条例等の一部改正 を議題とする。事務局の説明を求める。

(鈴木中央公民館長) 長岡市公民館条例等の一部改正である。内容としては4つの条例の改正である。第1条は公民館条例の一部改正、第2条は図書館条例の一部改正、第3条は寺泊水族博物館条例の一部改正、第4条は栃尾美術館条例の一部改正である。具体的内容としては、それぞれの協議会、審議会の委員に委嘱、任命の基準を新たに盛り込むものである。これは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年8月30日に公布され、地域の実情に応じて一層幅広い分野の者が委員となることが促進されるように、これまで委員の委嘱についてはそれぞれの根拠法で基準があったが、市町村の条例で定めることとなり、条例を定めるに当たって、参酌すべき基準が文部科学省令で定められたことから条例を改正するものである。施行は4月1日である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(中村委員) 委員について、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とあるが、

具体的にどういふ方か。

(鈴木中央公民館長) 例としてNPOで活動されている方が挙げられる。

(羽賀委員) それぞれの協議会の中で審議会、協議会とあるが、役割の違いはあるのか。

(小倉中央図書館長) 図書館協議会について、館長の諮問を受け協議をし、その結果を受け運営を進めることとしている。

(若月教育総務課長) 協議会については、今ほどの図書館長の説明のとおりで、審議会は教育委員会から諮問し、その案について審議し、決定するものである。それぞれがそれぞれの法で定められており、名称も協議会、審議会と定められている。

(青柳委員) 公民館運営審議会の説明のところで、「補欠による委員の任期」とあるが、補欠はあらかじめ決めているのか。

(若月教育総務課長) 実際はあらかじめ決めていない。任期の途中でやめられる方が出ると欠員ではなく追加している。その方の任期が残任期間であるとの規定である。

(大橋委員長) 他にないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

日程第6 議案第6号 条例改正の申出について 長岡市郷土史料館条例等の一部改正

(大橋委員長) 日程第6 議案第6号 条例改正の申出について 長岡市郷土史料館条例等の一部改正 を議題とする。事務局の説明を求める。

(山屋科学博物館長) この度の条例改正は障害者が利用しやすいように、郷土史料館、長谷川邸、寺泊水族博物館について減免規定を整理するものである。具体的には精神障害者保健福祉手帳保持者は2分の1の減免、同じ手帳保持者の介助者1名を全額減免とするものである。施行日は4月1日である。今までは内規で対応していたが、取り扱いを明確にするため、改正するものである。

(若月教育総務課長) 補足であるが、今回の改正に出てきていないその他施設についてはすでに条例化されており、これで統一されることとなる。今までは内規により



減免を行っていたが、事務方の内規でしかないため、市民の方にもわかりやすくするための整理である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(大橋委員長) 福祉関係から指摘があったのか。

(山屋科学博物館長) 指摘はあった。市としてばらつきがあり、わかりづらいとのことで、遅れたが整備を行う。

(大橋委員長) 他にないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

#### 日程第7 議案第7号 条例改正の申出について 長岡市知的障害児通園施設設置条例の一部改正

(大橋委員長) 日程第7 議案第7号 条例改正の申出について 長岡市知的障害児通園施設設置条例の一部改正 を議題とする。事務局の説明を求める。

(佐藤子ども家庭課長) 知的障害児通園施設、具体的には長岡市立柿が丘学園である。この知的障害児通園施設という名称について、題名も含めてすべて児童発達支援に改めるものである。直接的には児童福祉法の改正に伴うものである。趣旨としては、児童福祉法の改正に併せ、障害者自立支援法も改正され、障害児に関する支援に関する改正である。改正内容は児童発達支援のイメージとして、身近な施設の支援として、通所者だけではなく、地域の障害児及びその家族を対象とした支援や、保育所等の障害児対応施設の援助も含まれている。地域に開かれたよりも、もっと進んだ、地域の拠点として充実させていこうという法律の趣旨を踏まえた改正である。施行とともに大変わりではなく、3年程度かけるものもある。名称のようにすぐに対応しなければいけないものもある。今回、長岡市で関係するものとして、知的障害児の通所施設である長岡市立柿が丘学園、子ども家庭センター内の子ども発達相談室が現在の法律で児童デイサービスとされており、又民間の施設であるが、長岡療育園が重症心身障害児施設とされていた。障害の種別によってそれぞれ区分されていたが、すべて児童発達支援に統一される。すぐに同じものになるものではないが、必要と判断された子

どもであれば利用することができる、充実を目指した改正である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) ないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

日程第8 議案第8号 条例改正の申出について 長岡市保育園条例の一部改正

(大橋委員長) 日程第8 議案第8号 条例改正の申出について 長岡市保育園条例の一部改正 を議題とする。事務局の説明を求める。

(佐野保育課長) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園に関する法律の改正に伴い、これに伴い市条例も改正するものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) ないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

日程第9 議案第9号 条例改正の申出について 長岡市立へき地保育園条例の一部改正

(大橋委員長) 日程第9 議案第9号 条例改正の申出について 長岡市立へき地保育園条例の一部改正 を議題とする。事務局の説明を求める。

(佐野保育課長) 長岡市立へき地保育園条例の改正である。3点あり、1点目はへき地保育園の閉園についてである。長岡市には現在へき地保育園が8園あるが、そのうち4園が休園中である。その中で長岡地域の太田保育園、寺泊地域のひかり保育園、山ノ脇保育園を閉園するものである。太田保育園については、平成12年4月から、

ひかり、山ノ脇保育園については平成 22 年 4 月から休園している。ひかり、山ノ脇については、おおこうづ保育園ができてから、子どもたちはおおこうづ保育園に通っている。今回の閉園については、各地域の同意は得ている。2 点目として、経済社会の変化に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律、いわゆる定率減税があったが、その法律が廃止されたため、その条項を削除するものである。3 点目は、所得税法の一部改正について年少、特定扶養が廃止された。しかし、保育料の算定には大きく影響するため、保護者の負担軽減のため、保育料の算定については控除があったこととして計算することとされたため改正を行うものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(青柳委員) 太田、ひかり、山ノ脇保育園が閉園とのことだが、近くになくなって困る方はいないのか。

(佐野保育課長) 実際にはいない。太田保育園については 10 年休園しており、石坂保育園に通っている。寺泊地域については、新しいおおこうづ保育園ができたため、保護者としてはきれいで新しい園を選ぶ。距離的にも太田は山を降りてくるので 10 分から 20 分程度である。寺泊地域においては通園バスを活用しているため、問題ない。

(大橋委員長) 他にないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

日程第 10 議案第 10 号 条例改正の申出について 長岡市スポーツ振興審議会に関する条例の全部改正

(大橋委員長) 日程第 10 議案第 10 号 条例改正の申出について 長岡市スポーツ振興審議会に関する条例の全部改正 を議題とする。事務局の説明を求める。

(木元スポーツ振興課長) 長岡市教育委員会の附属機関である長岡市スポーツ振興審議会に関する条例の全部改正について説明する。国がスポーツ振興法を全部改正し、スポーツ基本法を制定した。これに伴い長岡市スポーツ振興審議会の条例を全部改正するものである。主な改正の内容としては、市の条例の題名をスポーツ推進審議会に

関する条例に改めるほか、条例中のスポーツ振興法をスポーツ基本法に改め、長岡市スポーツ振興審議会を長岡市スポーツ推進審議会に改めるものである。施行日は4月1日である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(大橋委員長) 内容は従前のものと変わらないのか

(木元スポーツ振興課長) 特に変わらない。

(大橋委員長) 他にないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

#### 日程第11 議案第11号 長岡市立学校通学区域規則の一部改正

(大橋委員長) 日程第11 議案第11号 長岡市立学校通学区域規則の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(武樋学務課長) 長岡市立学校通学区域規則は小・中学校、特別支援学校の通学区域を定めるものである。この度、新組地区において町名変更が行われる。現在田んぼになっている地域が新組南町に変更される。これに伴い通学区域規則において新組小学校と堤岡中学校に新組南町を加えるものである。なお、現状は田んぼであり、今現在は子どもはいない。こちらの施行については新組南町の生じる日からとしている。具体的には3月上旬を予定している。2つ目は長岡市立養護学校が4月1日から総合支援学校に名称が変わる。今現在、別表2において養護学校の通学区域を定めている。現行は学校名が「市立養護学校」で、通学区域が小・中学部が「市内一円」、高等部が「市内一円 周辺市町村の区域で通学に支障がないと認めるもの」とある。これをまず学校名を市立総合支援学校に改め、通学区域について、高等部の「通学に支障がないと認めるもの」を削除し、小・中・高等部について「市内一円」とするものである。なお、高等部について周辺市町村という言葉があり、合併前であれば入学者がいたが、現在はいない。こちらは4月1日から施行するものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) ないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

日程第 12 議案第 12 号 補正予算の要求について 2月補正予算

(大橋委員長) 日程第 12 議案第 12 号 補正予算の要求について 2月補正予算を議題とする。事務局の説明を求める。

(安部教育施設課長) 小学校費については豊田小学校校舎、下小国小学校屋内運動場、東谷小学校屋内運動場、中学校については西中学校屋内運動場、栖吉中学校屋内運動場、越路中学校屋内運動場、小・中学校合わせて6校の工事である。いずれも平成24年度当初予算に要求していたものであるが、国の第3次補正予算事業として国の働きかけがあり、国に申請をした結果、内定を受けたため、平成23年度前倒し事業として要求するものであり、2月臨時市議会に諮るものである。歳入は、国の補助金と、事業費から補助金を引いた残りの額については市債で行う。ただし、今までと状況が違い、国の補助金が危険性の高いものが3分の2であったものが、この度2分の1となり、補助が減ることとなった。危険性の高いものが終わり、残りの耐震補強を早めに終わらせるためにも早めに取り掛かる。来年度の早いうちには耐震化率約92%となる予定である。金額については23年度で終了できるものではないので、全額繰り越すものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) ないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

日程第 13 議案第 13 号 補正予算の要求について 3月補正予算

(大橋委員長) 日程第 13 議案第 13 号 補正予算の要求について 3月補正予算

を議題とする。事務局の説明を求める。

(若月教育総務課長) 3月8日から開かれる3月定例会市議会に、教育委員会として補正予算を要求するものである。教育総務課については、児童福祉総務費の職員人件費についてである。児童福祉総務費は主に保育園の職員の人件費である。4月以降の人事異動、また保育園は女性職員が多く、育児休業を取得する者が多い。育児休業中の給与は支給しないので余りが出てくる。これを整理するため、減額補正を要求するものである。

(安部教育施設課長) 現在平成23年、24年の2か年継続事業で、白山保育園移転改築事業を行っている。この工事のすべての入札が終わって契約額が確定している。予算額と確定額の差を整理し、減額補正を要求するものである。

(武樋学務課長) 歳出について、小学校費、中学校費ともに就学援助に係る負担の増である。就学援助は経済的負担の軽減ということで基準を定めて支給しているものであるが、当初と比べて認定者の人数が増えていること、また学校給食費などの支給増に伴い、増額補正をするものである。

(小野田学校教育課長) 学校管理下における小学校児童の前歯損傷に対する賠償金である。賠償内容について説明する。和解の相手方は記載のとおりである。事故の起きた日は平成18年7月18日午後1時10分、事故発生場所は、学校のランチルーム前である。事故及び負傷の内容は、給食の後片付けが終わった昼休みに、ランチルーム前の廊下を走ってきた男子児童、小学1年生が、女子児童に衝突した。男子児童の頭と女子児童の前歯が強くぶつかり、上の前歯1本を破切したものである。歯科医に聞いたところ、歯の根が損傷しており、抜歯せざるを得ず、抜歯をした。まだ成長過程であったため、最終的な治療は成長を見ながら行うこととし、抜歯した歯茎部を加工して、両隣の歯にボンドで固定している状況で現在治療をしている。数ヶ月ごとに繰り返し行っている。事故から5年が経過し、歯槽骨、土台となるほうの歯の吸収が著しく、土台もなくなりそうな状況である。今回親御さんも治療の方針を固められ、矯正治療で早く治療を行いたいとのことで市に賠償を求められた。長岡市としては、標準的な治療で行う場合いくらになるか試算し、親御さんと協議した結果、賠償金額が決まり、和解を行いたいものである。3月議会において、和解書を取り交わすものである。原因としては、当時、事故現場は昼休みで一刻も早く体育館で遊びたいと廊

下を走る子やランチルーム内で走り回る子が多かったにもかかわらず、教師が廊下等に立つなどの具体的な対応がなされなかったものである。市として管理責任を認め、今回の賠償を行いたいものである。事故後は、事故の起こらないよう給食時間終了後、教師が廊下に立つほか、校内を走らない指導の徹底に努めているところである。

（山屋科学博物館長） 旧長谷川家住宅保存活用・技術伝承事業費である。これは越路地域にお住まいのかやぶきの技術伝承をお持ちの職人がいる。その方を活用し、長谷川家の屋根を直したいという事業である。長谷川家は文化財であるため、文化庁から50%の補助があるが、東日本大震災の影響から、文化庁より1年先に送るよう指示があったため歳入、歳出ともに減額するものである。

（佐藤子ども家庭課長） 子ども手当に関するものである。子ども手当の制度が昨年の10月1日に制度改正された。具体的には給付額が変更になり、9月までは一律月額13,000円であった。10月からは一部の方は15,000円になるが、大部分が10,000円となったため、歳入、歳出ともに減額するものである。

（佐野保育課長） 私立保育園の関原、あすなる、柏保育園の園舎の改築に関して、工事費が入札により確定したことに伴い、歳入、歳出の減額を行うものである。

（大橋委員長） 質疑、意見はないか。

（加藤教育長） 学校教育課の賠償金について、5年経過している。怪我をした子、保護者は成長を見たいうできちんとした治療をお願いしたとのことであった。それに対して学校の受け止め方の相違、また管理職の異動もあったため引継ぎに問題があった。今回のことを教訓にして、現場でも資料を残すように指導をお願いしたい。

（大橋委員長） 就学援助の認定数増加について教えてほしい。

（武樋学務課長） 年々増えている。児童生徒数は減少傾向にあるが、認定率は高い。いまだに経済、雇用情勢がまだまだ厳しい状況である。

（羽賀委員） 子ども手当がころころ変わっていて、私もわかりづらいが、親もわかりづらいと思う。教育委員会からわかりやすく親目線で周知徹底してほしい。

（佐藤子ども家庭課長） 今の法律も特別法で3月31日までである。4月1日以降は、現在の法がベースにはなるだろうが、法案が成立すれば恒常的なものになるだろうと期待している。手続きについては、申請のない方にはダイレクトメールを送り、漏れのないよう案内している。

(大橋委員長) 他に質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) ないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

---

日程第 14 議案第 14 号 専決処理について 補正予算の要求について

(大橋委員長) 日程第 14 議案第 14 号 専決処理について 補正予算の要求について を議題とする。事務局の説明を求める。

(若月教育総務課長) 本来であれば補正予算は定例会に諮り補正予算を要求するが、今回急を要したため、2月3日付けで専決を行い、補正予算の要求をしたものである。内容は、今回の雪害で、除雪経費が不足しているため、長岡市全体で補正を行うものである。具体的には小・中学校に配備してある小型除雪機が稼働が多く故障も出てきており、修繕費とガソリンを購入する燃料費が不足してきている。もう1つは川口文化会館の除雪対策費である。教育施設課以降については、それぞれの課で管理している施設、学校、保育園、図書館、公民館、資料館の除雪費が当初の予算では不足するもの、もしくは当初は計上していないものについて要求をするものである。教育委員会として総額2,271万4千円、市全体としては10億6千万円を2月5日に専決されている。明日の2月臨時会において報告、承認される予定である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) ないようなので、これより採決に移る。本件は、原案のとおり承認することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり承認した。

---

(大橋委員長) 本日の日程は終了する。次に協議報告に入る。報告事項について、平成24年度長岡市教育委員会当初予算の概要について、事務局の説明を求める。



(大滝教育部長) 12月の定例会でお諮りした、平成24年度当初予算について、市長の査定が終わり、内示があったため私が総括して報告する。教育委員会の平成24年度当初予算の総額は、査定後で合計241億2,350万円である。要求額よりも10億円程度の減となっているが、これは主に先ほど議案第12号の2月補正予算の要求で説明した建設事業の前倒しの影響によるものがほとんどである。事業の目的、概要については、12月定例会において説明させていただいているので省略する。なお、査定でゼロになった事業があるが、これについては財政当局から将来的なビジョンや必要性などについてじっくり考えるよう指示されているため、今後検討したいと考えている。昨年度の当初予算と比べると31億2,392万4千円の減となっている。これは、民生費については子ども手当の制度改正による減、教育費については、宮内中学校の校舎等増改築工事及び養護学校校舎増築工事の終了による減が主な要因になっている。この予算案については、この後3月8日に開催される長岡市議会3月定例会に諮られることとなる。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 質疑、意見なしと認める。次に、平成24年度「熱中！感動！夢づくり教育」の概要について、事務局の説明を求める。

(小野田学校教育課長) 熱中！感動！夢づくり教育の概要について説明する。基本的には変わっていない。新たな事業としてJHS、長岡夢フェスタや未来塾を加えた。「郷土長岡を語る『長岡学』」も活用する予定である。この概要版を学校に配付し、研修会でも使い、教職員に理解を深めてほしいと考えている。視察でも配付し、熱中！感動！夢づくり教育を広報したい。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(大橋委員長) 他にないようなので、次に平成23年度長岡市の子どもたちの体力について、事務局の説明を求める。

(関谷学校教育課管理指導主事) 今年度の体力テストについて、県の体力テストは4月から9月にかけて、県内すべての小・中学校の全児童生徒で8種目実施した。全国及び県、長岡の比較結果であるが、平成23年度は東日本大震災の影響で全国調査が実施できなかった。その結果、比較データについては、文科省が示すとおり小学校

5年生と中学2年生の比較で、全国平均については、平成20年度から平成22年度の3年間の平均値を示している。主な結果、概要について説明する。小学校5年生については、全国比較では、男女ともに全国を上回っている。県との比較は同等である。若干県より劣る種目もあるが大きな落ち込みはない。依然として高い体力数値である。中学2年生は全国、県ともに上回っている。総括すると男女ともに高い水準になっている。小学校で高い水準を記録しているが、中学校になると水準が低くなるが多かったが、今回は高いレベルを示している。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(加藤教育長) 体力の向上については、体育協会のコーディネーショントレーニングも含まれる。手を借り、力を借りている。子どもの立場に立って評価してほしい。

(木元スポーツ振興課長) 市長部局においても体育協会と協力して子どもたちの運動能力の向上に取り組んでいる。

(大橋委員長) 他にないようなので、次に平成23年度文部科学大臣優秀教員表彰について、事務局の説明を求める。

(大矢学校教育課管理指導主事) 平成23年度文部科学大臣優秀教員として2名表彰を受けた。栖吉小学校 石津教諭は音楽教育関係で、栃尾東小学校 糺谷教諭は理科教育関係での受賞であった。新潟県においては16名が受賞している。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(加藤教育長) そもそもこの表彰が始まったのが、管理職にならない現場の先生のための表彰だったはずである。だんだん若い人になってきているようだ。意義を考えてみてほしい。

(大橋委員長) 他にないようなので、次に平成23年度第4回社会教育委員会、公民館運営審議会の会議報告について、事務局の説明を求める。

(鈴木中央公民館長) 平成24年2月13日に社会教育委員会、公民館運営事業委員会を行った。議事として14団体への補助金についてあったが、すべてが承認された。また平成24年度からの改正点や今後の見直しについて意見をいただいた。

(若月教育総務課長) 平成24年度長岡市社会教育の基本方針については、3月に審議いただく予定である。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

(大橋委員長) 議事録はあるのか。

(鈴木中央公民館長) ある。準備しているところである。

(大橋委員長) 他にないようなので、次に長岡市保育所集団通園事業補助金交付要綱の一部改正について、事務局の説明を求める。

(佐野保育課長) 補助金の交付については市長に権限があるため、その取扱いを定める要綱は、教育委員会での制定ではなく、長岡市での制定となる。そのため報告事項とするものである。公立保育園のこしじ、岩塚、塚山保育園がバスを利用しており、添乗員の賃金が補助されている。費用負担として1,000円を保護者からもらっている。800人から900人利用している。越路地域について改正されていなかったため、実態に合わせて修正するものである。

(大橋委員長) 質疑、意見はないか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

(大橋委員長) 質疑、意見なしと認める。

(大橋委員長) 他に協議報告はないか。

(羽賀委員) 長岡市におけるインフルエンザの実態を教えてほしい。

(武樋学務課長) 今年は多い。現在20数校が学級閉鎖、学年閉鎖になっている。毎週金曜日に落ち着いているが、休み明けの月曜日になってみて様子を見ると発症者が増えている。特徴は学級閉鎖等の措置をしても再度延長が多いことである。長岡はほとんどB型で、全国ではA型が多いようである。

(佐野保育課長) 保育園、幼稚園においても件数は多い。現在15園自粛要請をしているところである。学校と違い閉鎖はできない。罹患者が10%を超えるか、30人を超えたら自粛というルールがあり、私立の保育園も継続ラッシュで2度目の自粛もあり得るかもしれない。

(大橋委員長) 引き続きお適切な対応を願いたい。

(加藤教育長) どのくらい本当に自粛しているのか。

(佐野保育課長) 7割程度である。1日2人くらいは来ている。人数が少なく、場合によっては他の園で保育を行うこともある。

(大橋委員長) 他に協議報告はないか。これをもって協議報告事項を終了する。

---

(大橋委員長) これをもって本日の定例会を終了する。

---

会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

長岡市教育委員会委員長

長岡市教育委員会委員

長岡市教育委員会委員